

条件付き一般競争入札（業務委託等）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、一般財団法人函館市住宅都市施設公社（以下「公社」という。）経理規程第27条の資格を有する者につき、さらに、当該入札に参加する者の事業所の所在地又は当該契約に係る業務委託等についての経験もしくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めて一般競争入札の方法により公社が発注する業務委託等の委託契約を締結することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象業務等）

第2条 前条に規定する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）の対象となる業務等（以下「対象業務等」という。）は、予定価格が50万円を超える業務等とする。

2 前項の規定にかかわらず、業務等の性質、目的その他特別な事情により条件付き一般競争入札に適さないと認められる場合は、対象業務等としないことができる。

（入札の公告）

第3条 条件付き一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも12日前に、公告しなければならない。

（設計図書等の閲覧等）

第4条 対象業務等に係る図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）を、前条の規定による公告の日から入札日の前日まで閲覧に供するとともに、公社ホームページにおいて表示するものとする。

2 前項のホームページに表示された設計図書等のダウンロードには各業務等ごとのパスワードを必要とする。（各パスワードは公告日から入札日の前日まで公社総務部執務室内に掲示するものとする。）

（設計図書等に係る質問等）

第5条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、理事長に質問書（様式1）により、設計図書等の内容について説明を求めることが

できる。

2 前項の質問書に係る質問回答書は、前条第1項の設計図書等の閲覧期間中、閲覧に供するものとする。

3 第1項の質問書の提出期間、提出先及び提出方法等については、入札公告に記載するものとする。

(入札参加資格)

第6条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 函館市競争入札参加資格者として、対象業務等と同種の工種又は業種に登録されていること。

(2) 函館市競争入札参加資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を現に受けていないこと。

(3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による、入札参加除外措置を現に受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、対象業務等ごとに定める入札参加資格を満たしていること。

(入札の参加)

第7条 前条の規定に該当する者で、入札に参加しようとする者は、入札書（様式2）及びその他理事長が必要と認める書類（公告に記載）を添付し、次に定める方法により、提出しなければならない。

(1) 入札の期間 入札日を配達指定日とする一般書留又は簡易書留が配達可能な期間とする。

(2) 郵送方法 長3封筒を使用し、前号の配達指定日とする方法により、郵便局の窓口で手続きをする。その際に郵便局から交付される

「書留・配達記録郵便物等受領証」は、入札が終了するまで保管すること。

(3) 入札書の提出先 函館市花園町24番2号

一般財団法人函館市住宅都市施設公社

総務部経理課（電話番号 0138-30-3126）

(4) 封筒の書き方 業務等ごとに作成し、表面に業務名と配達指定日（入札日）を、裏面には差出人（入札者）を記入。

（詳細は、別添「郵便入札における封筒の書き方」を参照）

（入札の無効）

第8条 次の入札は無効とする。

(1) 前条に規定する入札の方法以外の方法による入札又は入札執行の際に公社総務部経理課に到達しなかった入札

(2) 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

(3) 予定価格を超える入札及び最低制限価格を下回る入札

(4) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札（文字の誤脱、改ざん等）

(5) 入札書の記載金額を訂正した入札

(6) 入札者の記名押印のない入札

(7) 同一事項に対して、同一入札者から同時になされた2通以上の入札

(8) 前各号のほか、特に指示した入札条件に違反している入札

（入札の辞退）

第9条 第7条の規定により参加した入札を辞退しようとする者は、入札日の前日までに入札辞退届（様式3）を持参することにより、入札を辞退することができる。

（現場説明会）

第10条 理事長は、必要があると認めるときは、現場説明会を行うものとする。

（落札者の決定）

第11条 理事長は、最低価格入札者（当公社経理規程第29条の規定

により設けた場合は、最低制限価格未満の価格をもって入札した者を除く。以下同じ。)を当該最低価格入札者として落札者とする。

2 前項の最低価格入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、当該最低価格入札者の入札価格の次に低い価格をもって入札した者(以下「次順位入札者」という。)を最低価格入札者とみなして、前項の認定を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、本項の規定による手続きを落札者が決定するまで繰り返すものとする。

3 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(落札金額の決定)

第12条 前条で決定した入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とする。

(入札結果の公表)

第13条 入札結果は、落札者の決定後すみやかに公社総務部執務室内で公表するとともに、公社ホームページで公表する。

(契約の締結等)

第14条 落札者は、特に指示した場合を除き、落札者の通知を受けた日から7日以内に契約を締結するものとする。

2 落札者が函館市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。

3 落札者が当該入札に係る契約を締結しないとき(前項の規定による場合を含む。)は、落札金額の100分の3以上の違約金を徴収するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。